

県への要望事項（令和5年度 春季） 一覧

| No. | 要望事項 | 県担当部署 |
|-----|---|--------------------------|
| 1 | コロナ禍における原油価格・物価高騰等に伴う生活者及び事業者への一体的な支援について | 総合政策部 市町村課・地域振興課 |
| 2 | インボイス制度に伴うシルバー人材センターへの配慮について | 保健福祉部 高齢対策課 |
| 3 | 栃木県相談支援従事者初任者研修の拡充について | 保健福祉部 障害福祉課 |
| 4 | 放課後児童クラブにおける低所得者世帯等に対する利用料助成への支援について | 保健福祉部 こども政策課 |
| 5 | こども医療費助成制度の見直しについて | 保健福祉部 こども政策課 |
| 6 | 不妊治療費の助成について | 保健福祉部 こども政策課 |
| 7 | 産後ケア事業のマニュアル策定に対する支援について | 保健福祉部 こども政策課 |
| 8 | カーボンニュートラル実現に向けた支援について | 環境森林部 環境森林政策課・気候変動対策課 |
| 9 | MICE 開催支援制度の新設について | 産業労働観光部 観光交流課 |
| 10 | 気候変動に対応したかんぴょう栽培について | 農政部 経営技術課 |
| 11 | 公共交通に対する栃木県の助成制度の要件の緩和について | 県土整備部 交通政策課 |
| 12 | 空き家対策に関する財政支援について | 県土整備部 住宅課 |
| 13 | 消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について | 危機管理防災局 消防防災課 |
| 14 | 消防団員の免許取得に係る費用の助成について | 危機管理防災局 消防防災課 |
| 15 | ICT環境整備に係る財政支援及び補助事業等の長期的継続について | 教育委員会 教育政策課 |
| 16 | 小中学校における英語教育充実に対する支援について | 教育委員会 義務教育課 |
| 17 | 特別支援教育に係る人的・財政的支援について | 教育委員会 義務教育課・特別支援教育課 |
| 18 | 部活動の地域移行に係る人材確保について | 教育委員会 健康体育課・生涯学習課 |

コロナ禍における原油価格・物価高騰等に伴う 生活者及び事業者への一体的な支援について

これまで、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策及び事業者支援については、国の地方創生臨時交付金等を活用し、栃木県及び県内各市町が独自に支援を行ってきました。そのため、病院や医療機関、保育施設等への支援においては、県と各市町の支援が重複してしまうことや国からの支援金に対する上乘せ、横出し支援の内容が異なるなど、各市町によって県内事業者への支援に格差が生じているのが現状です。

地方創生臨時交付金は、「地域の実情に応じて、きめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付する」とされていますが、県内の実情を考えた場合、市町間における大きな差異はない共通の課題と、各市町独自の課題があるものと考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格・物価高騰等の影響を受けている市民生活や事業者の経済活動に対する支援についてもきめ細かな対応が急務となっています。

このようなことから、地方創生臨時交付金等を活用した今後の市民及び事業者に対する支援については、県における支援との重複、市町間での過度な競争が生じぬよう、栃木県において各市町の課題を吸い上げ、共通の課題に対する支援については、県の施策に反映し各市町の施策立案に先行してその内容を示すとともに、各市町独自の課題に対する支援については、情報共有を図るなどの調整機能を果たしていただき、県が行う支援と市町が行う支援について歩調を合わせた対応となるように要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

インボイス制度に伴うシルバー人材センター への配慮について

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68条）に基づく団体であり、地域における高年齢者の安定した雇用の確保、高年齢者の再就職の促進に寄与している団体であります。

令和5年10月より、消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入予定となっており、同制度が導入されることにより、免税事業者であるシルバー人材センターの会員が、インボイスを発行することを選択しない場合、シルバー人材センターは仕入税額控除ができなくなり、その分の消費税を負担することとなります。

県内各市町のシルバー人材センターでは、事務費負担率を引き上げることで対応する予定ではありますが、シルバー人材センターに対する利用の差し控えなどが懸念される他、地域における高年齢者の雇用の促進にも影響を与えるものであると考えております。

インボイス制度に関しては、令和5年10月導入予定であることから制度変更等は難しい時期であると解しておりますが、同制度によるシルバー人材センターの負担が軽減されるよう十分な検討をされるよう、国に対し働きかけていただきますよう要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

栃木県相談支援従事者初任者研修の拡充について

相談支援専門員は、障害者が障害福祉サービス等を利用する際のプラン作成、申請書の作成等、障害者が適切な支援を受けられるようサポートする役割を担っておりますが、サービスを利用する障害者等が増える一方、県内で相談支援専門員が不足している現状であります。

その相談支援専門員になるための「栃木県相談支援従事者初任者研修」は、県が栃木県障害施設・事業協会に委託し、実施しておりますが、相談支援専門員が不足している現状でありながら、受講者数を制限し、また各市町が管内の研修受講希望者を取りまとめ、優先順位を付けてから、協会に推薦書を提出する仕組みとなっており、希望する全員が受講することができません。そのため、相談支援事業所等から相談員不足による事業存続についての相談などが寄せられております。

このようなことから、相談支援専門員不足を解消するため、受講希望者全員が受講可能となる体制の整備及び複数回の研修の実施を要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

放課後児童クラブにおける低所得者世帯等に対する利用料助成への支援について

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る目的で整備されており、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するために重要な役割を担っております。

県内各市町では、低所得者や多子世帯等を対象に、放課後児童クラブの利用料軽減の取組を独自に実施しておりますが、利用料に対する助成は子ども子育て支援交付金の対象から除外されており、市町が全額負担している現状です。

他県では、県と市町が共同で利用料軽減を実施している自治体もあることから、子供の健全な育成を図るため、本県においても県と市町による共同での利用料軽減の実施を要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

こども医療費助成制度の見直しについて

「栃木県こども医療費助成制度」につきましては、令和5年4月より、助成対象を中学生まで、現物給付方式も小学生までと拡充していただき、全国でもトップクラスの助成制度となり、子育て世帯への大きな支援となっております。

しかし、県内大部分の市町において、自己負担分なく助成対象年齢を高校生まで現物給付で実施、もしくは実施予定となっており、県民から拡充の要望が多い施策であります。

こども子育て支援策については、本来国において、全国一律の施策として行うべきであり、医療費や給食費については、その基本となる施策であります。

つきましては、こども家庭庁が本年4月に設置され、少子化対策が国全体で議論されている今こそ、国に制度創設について働きかけるとともに、国の制度創設までの期間においては、県において自己負担の無いこども医療費助成制度の拡充に向けて検討いただきますよう要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

不妊治療費の助成について

令和4年4月から、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用が開始されましたが、保険診療と合わせて行う先進医療は対象外であることから、対象者の経済的負担は未だ大きい状況です。

このようなことから、各市町においては、不妊治療を行っている子を望む夫婦の経済的負担を軽減し、安心して治療に臨むことができるよう、不妊治療に要する費用の一部を助成する独自の財政支援措置を講じているところです。

一方で、保険適用の開始に伴い、県の不妊に悩む方への特定治療支援事業は、経過措置の対象となる治療を除き終了したことから、治療の内容によっては、保険適用開始前よりも、対象者と各市町の負担が高額になる場合もあります。

つきましては、子を望む夫婦が安心して治療に臨み、妊娠・出産できる環境を整えるために、保険適用外の不妊治療に対する県の助成制度を創設されるよう要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

産後ケア事業のマニュアル策定に対する支援について

令和元年に母子保健法の一部を改正する法律が公布され、産後ケア事業が努力義務となったことから、各市町においては医療機関や助産院等と連携し、母子の育児不安を解消するため、各種事業に取り組んでいるところです。

このような中、令和4年6月に、横浜市から委託を受けた助産院で乳児の死亡事故が発生したことから、同年11月に厚生労働省子ども家庭局より、全国の自治体に対し「産後ケア事業における安全管理の推進について」が通知され、国が示す産後ケア事業ガイドライン等の内容を改めて確認する旨、依頼がありました。

国が示す産後ケア事業のガイドラインには、「実施機関、担当者によって相違が生じることがないように、市町村でマニュアルを作成する」、「利用者の症状の急変等に備えて、対応マニュアルの整備、定期的な研修を行うことが望ましい」と記載されており、今回の事案でも、マニュアルが未策定であったことが指摘されております。

各市町においても早急にマニュアル作成に取り組む必要性を感じているところですが、一方で、マニュアルを策定するにあたっての具体的な指針は示されておらず、また事業運営を行いながらのマニュアル作成は大変困難なことから、作成が進んでいないのが現状です。

このようなことから、市町が行う産後ケア事業のマニュアル策定について、県のご支援をいただきたく、要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

カーボンニュートラル実現に向けた支援について

県におかれましては、従前から自家消費の目的で太陽光発電設備及び蓄電池を導入する中小企業者等に対する支援に取り組んでいただいている他、令和5年度からは住宅のZEH化促進事業として、新築住宅を建築・購入する個人に対して断熱化に必要な経費の支援、並びに自家消費の目的で太陽光発電設備及び蓄電池を購入する個人に対する支援事業を創設いただき感謝しております。

このような中、国においては「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により意欲的な脱炭素の取組を行う自治体に対する支援制度があり、公共施設・事業所に対して活用できるものの、当該交付金の活用には脱炭素先行地域に選定される必要がある等、採択要件のハードルが高い状況にあります。

つきましては、カーボンニュートラルは県民に身近な内容であり関心も高く、経済的波及効果も高い施策であることから、ZEH事業を継続いただきますとともに、ZEB事業の拡充を要望いたします。また、公共施設は市の脱炭素に関する取組の象徴となる施設であることから、国に対して交付金の採択要件の緩和を働きかけていただきますよう要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

MICE開催支援制度の新設について

国が策定した「観光ビジョン実現プログラム2018」においては、MICEが観光立国実現に向けた主要な柱の一つとして位置付けられ、グローバルMICE都市の選定、ユニークベニユーの開発、各種プロモーション活動等の取組が進められています。

各自治体においても、人口減少下における重点政策の一つとして、海外を含む域外からの集客による地域活性化を目指し、施設の新規整備や拡張、誘致メニューの強化等が進められ、都市間におけるMICE誘致競争は年々激化しています。

このような中、栃木県においては、国際大会や合宿などを官民一体で誘致する「栃木県スポーツコミッション（仮称）」の設立に向けて取り組むほか、「新とちぎ観光立県戦略」において、MICE招致に向けた関係団体との連携強化を掲げられたところであり、令和5年6月には、日光市内において「G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が政府等の開催による国際会議として栃木県初の開催が決定したところです。

宇都宮市においては、令和4年度の宇都宮駅東口交流拠点施設の開業等を契機に、学会会議や大会等の会議のほか、企業系会議や展示会・イベントなど、より多くの催事開催が可能となったことから、MICE開催支援補助制度を新設する等、MICE誘致の強化を着実に進めるとともに、会議等主催者に対する営業活動を推進しています。

MICE誘致により、ユニークベニユーやテクニカルビジット、アフターコンベンションなどによる県内市町の魅力を国内外に発信するとともに、ビジネスマッチングによる新たなイノベーション機会の創出など、周辺市町をはじめ、県内への幅広い経済効果が大いに期待されることから、栃木県においても、会議等主催者に対し、県内各地におけるMICE開催の魅力を訴求でき、効果的な誘致活動が展開できるよう、MICE誘致に係る補助制度の新設など、MICE誘致の先頭に立ちながら、実効性のある支援を要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

気候変動に対応したかんぴょう栽培について

地域のくらしに根ざし、文化を育んできたかんぴょうの生産については、栃木県は長年日本一の座を守っておりますが、従事者の高齢化などにより生産量は減少傾向が続いており、生産の継続が懸念されていることから、各市町はかんぴょうの生産振興に向けて、苗購入、施設・機械整備等への補助の他、かんぴょうの消費拡大を図るため、各種イベントの開催や参加等、PR活動に努めています。

しかしながら、かんぴょうの栽培において、これまでの経験で培ってきた栽培方法では、近年の地球温暖化や気候変動下で十分な対策を取ることが難しく、かんぴょうの生育、収量、品質に大きな影響を及ぼしてきております。

また、農作物の栽培技術や品種の改良を担ってきた栃木県農業試験場は、2005年をもってゆうがお関係の試験を中止しており、現時点においては、かんぴょうの栽培技術や品種の改良は行われていない状況となっております。

つきましては、本県の文化であり、特産品であるかんぴょう生産の持続的な発展を図るためには、近年の気候変動などへの対応が急務であることから、県におかれましては、農業試験場における新たな栽培技術や品種改良などの試験・研究の再開、並びに生産現場での課題解決に取り組んでいただきたく要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

公共交通に対する栃木県の助成制度の要件の緩和について

栃木県内の公共交通については、かねてより、多くの路線で独力での黒字運営を達成することが難しく、補助金等を活用し、その維持・運営を図ってきましたが、近年では、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大により、更にその利用者が大きく減少する事態に陥ったことから、その維持・運営は、更に困難を極めているところです。

県におかれましては、公共交通に対して「バス運行対策費補助金」、「生活バス路線維持費補助金」及び「市町村生活交通路線運行費補助金」をもってご支援いただいているところですが、コロナ禍の昨今、平均乗車密度や収支率が要件を満たせていない路線も少なくありません。

特に市町による路線の運行は、営利性が低く、民間事業者が参入し難い地域において実施される場合も多くあり、そのような路線において、収支率の向上を図ることは非常に困難であります。

地域公共交通の収支率の大幅な向上が困難な状況は今後も続くことが予想されることから、このような状況の中でも、持続可能な地域公共交通を維持していくために、補助金の交付要件を緩和していただくよう、要望いたします。

なお、令和5年度には県と全市町による「栃木県地域公共交通計画(仮称)」の策定が予定されていることから、各補助金の運用については当該計画との整合性を図り、長期的な視点で検討いただきますよう併せて要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

空き家対策に関する財政支援について

近年、少子高齢化や人口減少などの理由により、空き家の増加が全国的な社会問題となっています。

平成30年住宅・土地統計調査によると、栃木県の空き家率は17.3%と全国で10番目に多く、空き家対策は喫緊の課題となっています。

国においては、空き家等の除却、利活用、関連事業など、総合的な空き家対策に取り組む地方公共団体に対して、空き家対策総合支援事業により費用の一部を補助するなど、財政的な支援を行っています。各市町では、この事業を活用した空き家の改修や解体に係る費用補助を実施しております。また、一部の市町では、当該事業の対象とならない空き家の家財道具処分費に対する市町単独補助を行うなど、管理不全な空き家の解消や優良な空き家の利活用を促進しています。

しかしながら、空き家は今後もますます増加することが予想され、空き家対策総合支援事業の市町負担分や家財道具処分費等の市町単独補助分を各市町で負担していくことは、大変厳しい状況にあります。

空家等対策の推進に関する特別措置法には、都道府県は市町村の空き家対策に要する費用の補助、その他必要な財政措置を講ずる旨規定されております。

つきましては、空き家対策の更なる推進のため、国に対し空き家対策総合支援事業における補助率の嵩上げ及び補助要件の緩和を要望するとともに、県におかれましても、空き家対策総合支援事業の市町負担分への県費による一部負担や空き家の家財処分に要する費用の一部を助成する制度を創設するなど、更なる財政支援策を講じられますよう要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について

広域に及ぶ災害発生時にも県内の消防本部が今まで以上に連携し、本県の消防力が持続可能かつ強化されるよう、引き続き県の消防広域化推進計画に基づき、各地域の消防体制が一層向上されるよう助言及び指導をお願いいたします。

特に、将来的な展望を調査し、構成団体のマッチングを行うなど、広域化及び連携・協力の推進について、県の積極的な支援を要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

消防団員の免許取得に係る費用の助成について

現在、各市町が所有する消防団車両は、そのほとんどが総重量 3.5t 以上となっておりませんが、平成 29 年の道路交通法改正以降、新たに取得する普通自動車運転免許では消防団が保有する総重量 3.5t 以上の消防車両を運転することができず、準中型免許を取得する必要があります。

このため、各市町においては保有する消防車両を総重量 3.5t 未満に更新する検討を進めておりますが、全ての車両を更新するには相当の期間と費用を要することから、準中型免許取得支援事業を創設し、若手消防団員の準中型免許取得に係る費用の一部を公費負担しているところです。

また、各市町においては消防団員の確保に苦慮しており、栃木県地域防災力強化推進事業補助金を活用し、消防団の活性化及び加入促進のため、取り組んでいるところですが、新入団員は減少傾向にある現状です。

つきましては、準中型免許取得支援事業は国の交付税措置対象ではありませんが、県と市町が一体となって消防団の加入促進を図るためにも、栃木県地域防災力強化推進事業補助金にて当該支援事業を対象に加えていただきますよう、要望いたします。

令和 5 年 5 月 12 日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

I C T環境整備に係る財政支援及び 補助事業等の長期的継続について

県内各市においては、「G I G Aスクール構想」に基づき、公正に個別最適化された創造性を育む教育の実践を目指し、国の補助金も活用して、市内小・中学校、義務教育学校に、1人1台タブレット端末の配備、高速大容量の通信ネットワーク及び無線L A N環境の整備、インターネット回線の高速度、普通教室への電子黒板の整備等、I C T教育環境を整えてまいりました。また、I C Tの円滑な運用のより一層の支援強化を目的として、半数の市でG I G Aスクール運営支援センター設置やその準備を進めております。

学校では、授業をはじめとして教育活動全般において、タブレット端末や電子黒板を活用したり、平常時にも家庭にタブレット端末を持ち帰り、自主学習に活用したりするなど、整備したI C T機器の活用促進が進んできております。しかしながら、日常的なI C T活用が進むにつれ、機器の故障・破損の急増が課題となっております。

今後、整備した1人1台タブレット端末等のI C T機器につきましては、その維持・管理に係る費用が増大することは必定であり、学習用ソフトウェアの購入費用やインターネットや携帯通信回線等の通信費等の財政負担も、決して少なくはありません。加えて、今後は各市において順次、1人1台タブレット端末の更新時期を迎えることにより、財政負担がさらに大きくなることが懸念されます。また、G I G Aスクール運営支援センターに係る補助事業につきましても、令和6年度までと限られたものとなっております。

1人1台タブレットの更新を含めたI C T環境整備に係る財政支援に加えて、G I G Aスクール運営支援センター等の補助事業等の長期的継続につきましても、国への働きかけに特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

小中学校における英語教育充実に対する支援について

豊かな語学力・コミュニケーション能力を身につけ、様々な分野でグローバルに活躍できる資質を身につけた子どもたちを育成するため、各市は積極的に英語教育を推進しており、英語を用いた対話的な言語活動の充実に取り組んでいます。

国においては、JETプログラム（外国青年招致事業）を活用したALT（外国語指導助手）については地方交付税措置されるものの、日本での生活経験の少ない外国人の生活サポートなど市の負担が大きいいため、各市町の持ち出しにおいて派遣雇用等としている小中学校JET-ALT任用以外のALTが全国でも約7割を占めております。

また、令和2年度より新学習指導要領に基づいた小学校英語教育が全面実施となったことに伴い、小学校へ英語教員に対する支援員である「英語指導力向上専門員」の巡回派遣を行う等、市の負担は拡大しております。

つきましては、グローバル化に対応した英語教育のより一層の充実が図れるよう下記事項について要望します。

記

- 1 ALTの需要は一層高まっており、優秀な人材を安定的に確保していくことが不可欠であることから、民間事業者を活用した場合についても、地方交付税措置の対象とする等、適切な財政措置を講じられるよう、国に強く働きかけていただきますよう要望いたします。
- 2 小学校教員の英語指導力については、今後も引き続き向上を図っていく必要があることから、県主催の研修会・講習会を継続いただきますとともに、市独自に配置する英語指導力向上専門員に対する財政的支援制度の創設をご検討くださいますよう要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

特別支援教育に係る人的・財政的支援について

県におかれましては、「小中学校非常勤講師配置事業」として、特別支援学級を含む指導困難な状況下の小・中・義務教育学校へ非常勤講師を配置していただいておりますが、必要とされる人員の配置は未だ十分とは言えない状況にあります。各市においても、独自に特別支援教育支援員を配置するなどの対応をしておりますが、市単独予算でこれ以上の人員配置は難しいのが現状です。

また、通級指導教室の需要が年々高まっていることに加え、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいについては、重度化、重複化、衝動性、多動性などが顕著なケースが増加し、今後、一人一人に応じた適切な対応及び対応可能な教員の確保がますます重要かつ必要になると考えられます。

つきましては、障がいのある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行うため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 「小中学校非常勤講師配置事業」における非常勤講師の配置拡充を図ること。
- 2 通常学級及び特別支援学級に対する加配教員と通級指導対応加配教員の増員を図ること。
- 3 現在、在籍児童生徒8名で1学級の編制となっている特別支援学級における学級編制基準を、6名で1学級の編制である特別支援学校の学級編制基準と同様となるよう、引き続き国に働きかけること。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一

部活動の地域移行に係る人材確保について

スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、「休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援し」とあります。

県においても、令和5年3月に、休日の部活動の地域移行を推進するプランを策定し、同プランにおいて、専門性を有する指導者の確保が課題として挙げられています。

部活動指導における地域人材の活用については、県では、国体以前に実施された「運動部活動サポート事業」や、国体を契機として、平成28年度から実施された国体に向けた有望選手の育成につなげるための「運動部活動補助員派遣事業」など、地域のスポーツ指導者を派遣する事業を実施していただきました。これらの事業により、部活動指導における地域人材の確保や指導力向上に高い効果がありましたが、国体終了により令和4年度をもって廃止されたことから、今後の部活動における地域人材確保が困難になるものと懸念され、新たな取組が必要になっております。

つきましては、専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、また、教育課程外の学校教育活動に地域格差や参加機会の格差が生じないよう、国において必要な財源を確保するよう働きかけるとともに、県のリーダーシップのもと地域人材の確保に向けた新たな制度創設や運営団体となる関係機関への働きかけ、さらには指導者やコーディネーター等の育成の推進を要望いたします。

令和5年5月12日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一